

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した 郡上市少年スポーツ団体活動ガイドライン

(令和2年8月1日変更)

(令和4年3月7日変更)

(令和2年12月1日変更)

(令和4年3月22日変更)

(令和3年1月14日変更)

(令和3年2月3日変更)

(令和3年3月1日変更)

(令和3年3月8日変更)

(令和3年8月27日変更)

(令和3年9月10日変更)

(令和3年9月30日変更)

(令和3年10月1日変更)

(令和3年12月1日変更)

(令和4年1月21日変更)

(令和4年2月10日変更)

1. 基本方針

- (1) 少年スポーツ団体活動の再開にあたっては、感染症防止対策に責任をもつ「対策実施責任者」を選任し、保護者や学校との連携を密にしながら団員の状況把握に努め、引き続き感染症対策に万全を期すこと。
- (2) 集団感染の原因となり得る「3つの密（①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面）」を避けるよう、活動内容や方法を工夫すること。
- (3) 団員に、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、一度に大人数が集まって密集する活動にならないよう十分留意すること。
- (4) 感染症防止対策が十分にとれない場合は、活動を見合わせること。
- (5) 団員や各家庭の事情への配慮や、団員や保護者の意向を尊重し、活動への参加を強要しないこと。また、体調不良時に、気兼ねなく休める雰囲気づくりに努めること。
- (6) この他、郡上市教育委員会及び各競技団体が定めた方針に沿って活動を行うこと。
- (7) このガイドラインは、感染状況等の情勢変化により随時見直しを行うものとする。対策実施責任者は、郡上市ホームページ (<https://www.city.gujo.gifu.jp/>) 等で新たな情報を確認すること。

2. 感染症拡大防止対策に配慮した活動の具体策

(1) 実施体制

- ・家庭における健康チェックで、発熱や風邪症状がある場合は活動に参加させないようにすること。
- ・指導者は、活動前に団員の健康観察を行い、体調不良が把握された場合には速やかに帰宅させること。
- ・団員、指導者、保護者はマスクを持参し、スポーツを行っていないときや会話をする際はマスクを着用（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）し、飛沫対策を徹底すること。（マスクを着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、

体温を下げにくくし熱中症の危険性があることから、息苦しさを感じたときはすぐにマスクを外すことや休憩をとるなど、無理をしないよう十分注意する。)

- ・免疫力を高めるため、適度な運動とともに十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけさせること。
- ・指導者及び保護者は、自らが日常的に感染症防止対策を徹底し、団員の健康・安全確保に特段の配慮をすること。
- ・感染者発生時における迅速な追跡のため、活動への参加者を日ごとに記録しておくこと。
- ・不特定の来場が考えられるような大会や行事等を開催する際は、「岐阜県感染警戒QRシステム」を活用すること。

(参考) 岐阜県ホームページ https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/qr_keikai.html

(2) 密集対策

- ・短時間少人数での活動に努めること。
- ・施設の広さに応じた適切な人数となるよう留意すること。(対人距離が2m確保できる人数が目安)
- ・向かい合っでの発声や大きな声での活動、応援、互いに接近したミーティングを避けること。

(3) 密閉対策

- ・屋内の活動では、ドアや窓を広く開け、こまめな換気を行うこと。

(4) 密接対策

- ・活動に参加する指導者及び保護者は、必ずマスクを着用(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)し飛沫対策を徹底すること。
- ・「近距離で組み合わせ、接触する場面」「近距離で発声を伴う活動」といった、感染リスクの高い行動は、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止も含め制限を検討すること。また、競技団体のガイドラインを参照するなどして、活動方法を工夫すること。

(5) 衛生対策

- ・石鹸で30秒以上の手洗いを徹底すること。
- ・使用後は、多くの団員が手を触れる箇所やスポーツ用具の消毒を実施すること。(施設・物品の消毒には、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用(一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも可)する。なお、消毒液の噴霧については有効性・安全性が確認されていないことから、利用者がある空間では行わないようにする。)
- ・タオルや飲み物は各自で用意・管理し、共用しないこと。
- ・汗や唾液のついたごみはビニール袋に入れ密閉し、持ち帰って処分すること。
- ・トイレは感染リスクが比較的高いと考えられることから、事前に家庭で済ませておくこと。

(6) その他

- ・飲食の場での感染リスクが高いと指摘されていることから、家族以外の多人数での会食や、クラブ員の親睦を目的とした会食などの機会を自粛すること。

- ・指導者は、自身が少しでも体調不良の場合は、指導に従事しないこと。

3. 体育施設の使用制限について

区分		1/21 (金) ~3/6 (日)	3/7 (月) ~3/21 (月)	3/22 (火) ~
屋内体育施設	人数制限	収容人数の50%以内で使用可	収容人数の50%以内で使用可	<u>収容人数の50%以内で使用可</u>
	利用制限	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 不可 市外在住者使用不可	利用終了時間 22:00 対外試合・交流会不可 市外在住者使用可 (※2)	<u>利用終了時間 22:00</u> <u>対外試合・交流会可 (※1)</u> <u>市外在住者使用可 (※2)</u>
屋外体育施設	人数制限	十分な間隔(2m) 確保で使用可	十分な間隔(2m) 確保で使用可	<u>十分な間隔(2m) 確保で使用可</u>
	利用制限	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 不可 市外在住者使用可 (※2)	利用終了時間 22:00 対外試合・交流会不可 市外在住者使用不可	<u>利用終了時間 22:00</u> <u>対外試合・交流会可 (※1)</u> <u>市外在住者使用可 (※2)</u>
指定管理施設 ※施設ごとの使用制限については指定管理者に従う	人数制限	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可	<u>屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可</u>
	利用制限	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 不可 市外在住者使用不可	利用終了時間 22:00 対外試合・交流会不可 市外在住者使用不可	<u>利用終了時間 22:00</u> <u>対外試合・交流会可 (※1)</u> <u>市外在住者使用可 (※2)</u>
学校体育施設	人数制限	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可	屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可	<u>屋内は収容人数の50%以内、屋外は十分な間隔(2m) 確保で使用可</u>
	利用制限	利用終了時間 20:00 対外試合・交流会 不可 () 市外在住者使用不可	利用終了時間 22:00 対外試合・交流会不可 市外在住者使用不可	<u>利用終了時間 22:00</u> <u>対外試合・交流会不可</u> <u>市外在住者使用可 (※2)</u>

(※1) (※2) ただし、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されている地域を除く

体育施設一覧

区分	施設名
屋内	五町社会体育施設
	那比社会体育施設
	西和良社会体育施設
	大和神路体育館
	大和上栗巣体育館
	大和東弥体育館
	大和大間見体育館
	白鳥体育館
	白鳥格技場
	為真農村トレーニングセンター
	郡上市合併記念公園白鳥第2体育館
	牛道地区第1体育館
	牛道地区第2体育館
	北濃地区第2体育館
	高鷲上野ふれあい体育館
	高鷲西洞体育館
	美並総合体育館
	美並南部体育館
	美並健康増進センター
	明宝スポーツセンター
明宝土間付体育館	

区分	施設名
屋外	郡上八幡総合運動場
	郡上八幡小那比山村広場
	郡上八幡テニスコート
	那比社会体育施設 グラウンド
	五町社会体育施設 グラウンド
	西和良社会体育施設 グラウンド
	古今伝授の里運動公園
	高鷲西洞運動広場
	高鷲上野運動広場
	高鷲切立運動広場
	まん真ん中広場
	美並南部グラウンド
	明宝スポーツセンター 広場
	和良総合グラウンド
	和良安郷野グラウンド
	市民総合運動広場（合併記念公園内）
	市民球場（合併記念公園内）
	市民第1テニスコート（合併記念公園内）
	郡上市相撲場（合併記念公園内）
	指定管理施設
やまと総合センター	
高鷲吹高原スポーツ広場	
学校	全ての学校体育施設